

香川県善通寺市における官製談合防止法等研修の開催について

令和5年10月13日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

このたび、香川県善通寺市において、官製談合防止法等研修を下記のとおり開催することとなりました。

本研修は、カメラ撮影、傍聴取材が可能ですので、御希望の場合には事前に以下の問い合わせ先に御連絡ください。

記

- 1 日 時 令和5年10月20日（金） 13：30～15：00
- 2 場 所 善通寺市役所 4階 大会議室
（香川県善通寺市文京町二丁目1番1号）
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 職員
- 4 内 容 入札談合の防止に向けて（官製談合防止法及び独占禁止法）
- 5 対象者 善通寺市 職員

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所総務課 電話 087-811-1750（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/